

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
1	募集要項	5	4	(2)	—	—	プロポーザル参加申込書提出以降の構成員の変更の手続きを教えてください	募集要項 11 ページ 5_プロポーザルの手続き（7）プロポーザル参加に際しての注意事項_エ提出書類の変更の禁止に記載のとおり、参加申込書提出以降の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めておりません。	令和7年1月22日
2	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	本発電所の運用開始は令和 12 年 4 月からを想定されておりますが、年単位での前後も協議のうえ調整可能と理解してよろしいでしょうか。ご教示のほど、宜しく願いいたします。	運用開始について、貴見のとおり、協議のうえ年単位で前後する調整も可能です。	令和7年1月29日
3	募集要項	2	2	(4)	—	本発電所の仕様	発電に使用する水量は、「既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属することとします」とのことですが、流量年表等のほか既存の操作ルールに関し、ご教示のほど、宜しく願いいたします。	募集要項 9 ページ 5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与により貸与する状況データ、操作規則、操作細則よりご判断ください。	令和7年1月29日
4	募集要項	5	4	(1)	イ	—	同種及び類似事業実績での「水力発電設備の工事」は、水車、発電機、制御盤等の設置も含めた実績を求められているのでしょうか。ご教示のほど、宜しく願いいたします。	貴見のとおり、「水力発電設備の工事」は、水車、発電機、制御盤等の設置も含めた実績となります。	令和7年1月29日
5	募集要項	5	4	(1)	イ	—	同種及び類似事業実績での「水力発電設備の工事及び運営」は、複数事業者での構成の連合体で応募する場合、「水力発電設備の工事」A社実績、「水力発電設備の運営」B社実績の組み合わせで、連合体の同種実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示のほど、宜しく願いいたします。	募集要項 5 ページ 4_参加資格要件（1）に記載のとおり、連合体の場合、「水力発電設備の工事」A社実績、「水力発電設備の運営」B社実績の組み合わせで、連合体の同種実績として認められます。	令和7年1月29日
6	条件書	4	5	—	エ	—	水撃圧抑制対策の検討にあたり、既設放流管やゲート・バルブ等に係る許容応力度、許容水撃圧などに関し、ご教示のほど、宜しく願いいたします。	「既設放流管やゲート・バルブ等に係る許容応力度、許容水撃圧など」に関する資料は、募集要項 9 ページ 5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて「既設放流管やゲート・バルブ等に係る許容応力度、水撃圧」は貸与可能です。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設放流管やゲート・バルブ等に係る許容応力度、水撃圧」と追記の上、提出して下さい。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
7	条件書	9	7	(1)	ア	—	「本発電所と地山の間に放流バルブ室へ車が進入できる道路幅員（3.5m）及び、維持管理のためのクレーンや作業車が配置できるスペースを確保する」とのことですが、常時確保という理解でよろしいでしょうか。また、必要なクレーンや作業車の配置スペースについてご教示可能でしょうか。ご教示のほど、宜しくお願いいたします。	発電所施工中の道路幅員（3.5m）は、常時確保する必要はありませんが、ダムの維持管理上必要な場合は、確保をお願いすることがあります。なお、発電所完成後は常時確保していただきます。 なお、必要なクレーンや作業車の配置スペースについては、作業内容により異なりますので、お答えできません。	令和7年1月29日
8	条件書	10	7	(1)	サ	—	上下水道のほか、工事用清水についても発電事業者が確保するという理解でよろしいでしょうか。ご教示のほど、宜しくお願いいたします。	貴見のとおり、工事用清水についても発電事業者にて確保してください。	令和7年1月29日
9	条件書	11	7	(1)	ニ	—	「不断水工事ができない場合には、発電事業者が清水バイパスを活用することも可能」とのことですが、その利用可能な期間はどの程度でしょうか。ご教示のほど、宜しくお願いいたします。	清水バイパスは、年間を通じて利用可能です。	令和7年1月29日
10	条件書	12	7	(2)	ウ	—	希少猛禽類への影響に関し、営巣期や幼鳥成育期に係る工事休止期間などの制約条件はありますでしょうか。ご教示のほど、宜しくお願いいたします。	別途有識者との協議により、決定して頂きます。	令和7年1月29日
11	条件書	4	5	—	オ,カ	—	減勢工側壁背面の着岩面の岩盤状況が分かる資料（掘削面展開図（岩級区分図）、減勢工縦横断面（岩級区分図）など）を開示いただくことは可能でしょうか。ご教示のほど、宜しくお願いいたします。	「減勢工側壁背面の着岩面の岩盤状況が分かる資料」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて「掘削面岩級区分図、ジョイント断面（岩級区分図）」は貸与可能です。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「掘削面岩級区分図、ジョイント断面（岩級区分図）」と追記の上、提出して下さい。	令和7年1月29日
12	条件書	4	5	—	ク	—	「本発電所の放流部吐口は、図-4に示す既往の水理模型実験により把握された水面形を踏まえて設定する」とのことですが、水理模型実験で把握されている水位上昇が生じた場合でも放水路や水車の構造に問題がない放流部吐口を設定する理解でよろしいでしょうか。ご教示のほど、宜しくお願いいたします。	貴見のとおり、水理模型実験で把握している水位上昇が生じた場合でも放水路や水車の構造に問題がない放流部吐口を設定してください。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
13	募集要項	1	2	(1)		募集する事業の内容	必要な法令上の許可等手続と示されており、特定多目的ダム法施行規則第7条・河川法第23条、第24条、第26条等・栃木県流水占用料等徴収条例第2条・国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第20条等、以外の法令上の許可等手続とはどのような許可及び手続でしょうか。また、地域振興で自治体と協業等する場合、独自の許可手続は可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	必要な法令上の許可等手続に関しては、当該箇所が国立公園であることを鑑みて、応募者にてご検討ください。また、地域振興で自治体と協業する場合は、応募者の責において実施してください。	令和7年1月29日
14	募集要項	2	2	(3)		事業期間	想定されている令和12年4月の運用開始に対して提案者の計画が前後することは、企画提案書の評価に影響を及ぼすのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年1月29日
15	募集要項	2	2	(3)		事業期間	社会情勢や経済動向等（不可抗力含む）の影響により令和12年4月に運営開始が遅れた場合、損害賠償等のペナルティーは発生するのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ペナルティーはありませんが、事情により基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議願います。その結果、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_（4）プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、11ページ_（7）プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	令和7年1月29日
16	募集要項	2	2	(3)		事業期間	関東地方整備局との基本協定に基づき、本発電所を発電事業者の責任及び費用負担において速やかに撤去することを基本と示されておりますが、撤去以外の方法として他にお考えがあるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	本発電所の事業者が撤退する際には、設置した施設の撤去、原状回復以外の措置は必要ありません。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
17	募集要項	2	2	(4)		本発電所の仕様	「発電に使用する水量は、既存のルールに基づくダムの放流に完全に従属する」と記載されている「既存のルール」とは、「9頁（5）資料の貸与 イ 発電設備の整備・運転条件等（ア）～（オ）」に示されているとの理解で宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与により貸与する流況データ、操作規則、操作細則よりご判断ください。	令和7年1月29日
18	募集要項	3	2	(6)		電気事業者との系統連系	（様式4-6-2）B. 初期投資計画の蓋然性を高める上でも、参加予定企業（共同体含む）が事前に接続検討まで電力会社に相談しても宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	応募者の責においてご判断ください。	令和7年1月29日
19	募集要項	3	2	(7)	ア	ダム建設費に関する負担	第27条に基づき、多目的ダムによる流水の貯留を利用して発電を行うことによる効用から算定される推定の投資額を勘案して算出した額を負担し、事業候補者の提案内容に基づき、鬼怒川ダム統合管理事務所が別途提示と示されておりますが、別途提示はいつ頃を想定されているのでしょうか。（様式4-6-2）B. 初期投資計画の蓋然性を高める上でも、早い段階で提示戴くことは可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	事業候補者の提案内容に基づき算出するため、鬼怒川ダム統合管理事務所からの提示については令和7年10月以降を予定しています。	令和7年1月29日
20	募集要項	3	2	(7)	イ	ダム管理費等に関する負担	河川法第23条、第24条、第26条等の許可を取得する場合、取得費は生じるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	取得費とは何を指しているか不明ですが、河川法に係る占用料は必要となります。	令和7年1月29日
21	募集要項	5	4	(1)	(ア)	水力発電設備の工事	同種実績で示される水力発電設備の工事実績とは水車/発電機/制御盤等の設置も含めた実績を求められているのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	貴見のとおり、「水力発電設備の工事」は、水車、発電機、制御盤等の設置も含めた実績となります。	令和7年1月29日
22	募集要項	5	4	(1)	(イ)	同種または類似の事業の実績	複数の事業者で構成する連合体の場合、異なる事業者による「工事実績」や「運営実績」でも問題ないのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	貴見のとおり、複数の事業者で構成する連合体の場合、異なる事業者による「工事実績」や「運営実績」で問題ありません。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
23	募集要項	5	4	(1)	(イ)	同種または類似の事業の実績	再生可能エネルギーへの事業参画を目的に設立した100%子会社を通じて本件に参画する場合、子会社は実績がないため親会社の実績にて評価いただけるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	募集要項5ページ 4_参加資格要件に記載のとおり、「次の要件のすべてを満たす事業者」を求めています。ご質問のケースでは、子会社に実績がないことですので、子会社だけでは、参加資格要件を満たしていないこととなります。	令和7年1月29日
24	募集要項	5	4	(2)	ア	代表者	代表企業と構成員1社の出資比率を同率ととして考えております。但し、共同体として代表企業を位置付けますが、如何でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	出資比率・代表企業は共同体の責により決定してください。	令和7年1月29日
25	募集要項	7	5	(2)	エ	回答	回答はウェブサイトにて随時公表と記載がありますが、概ね何日位を想定されてますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	概ね1週間～2週間程度を目処に公表いたします。	令和7年1月29日
26	募集要項	9	5	(4)	(ク)	貸与資料申込書（様式3-6-2）	貸与資料申込書を申請してから、概ね何日位で提供戴けるでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	申請日より概ね5日（土日祝祭日除く）以内にご提供いたします。	令和7年1月29日
27	募集要項	10	5	(6)	イ	提出書類等	鬼怒川ダム統合管理事務所が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めること示されておりますが、追加資料を提出する期間は概ね何日位を想定されているのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	概ね5日（土日祝祭日除く）以内を想定しています。	令和7年1月29日
28	募集要項	14	6	(3)		工事及び運営の実績	想定出力は1,919kW想定と示されておりますが、1,919kW以下を提案した場合、減点対象となりますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年1月29日
29	募集要項	14	6	(3)		経営の安定性	再生可能エネルギーへの事業参画を目的に設立した100%子会社を通じ、本件に参画する場合、親会社である当社の財務諸表を提出する事で要件を満たすことは可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	募集要項5ページ 4_参加資格要件に記載のとおり、「次の要件のすべてを満たす事業者」を求めていますので、子会社に実績がなければ、子会社だけでは、参加資格要件を満たしていないこととなります。	令和7年1月29日
30	募集要項	15	6	(3)		再生可能エネルギーの普及促進	再生可能エネルギーの活用を促進する提案と示されておりますが、本事業以外の再生可能エネルギー導入する計画は可能うでしょうか。（例えば、周辺自治体との再生可能エネルギー導入を協業する等）教示の程、お願い申し上げます。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
31	募集要項	15	6	(4)	ア	受付期間	「6（2）エ」に記載の評価結果通知日から5日以内と示されておりますが、通知内容は点数を示されるのでしょうか。若しくは最優秀提案者等の結果を示されるのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	評価結果は提案者に対し書面により通知するとともに最優秀提案者は鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページにて公表します。	令和7年1月29日
32	募集要項	17				基本協定の締結	基本協定を締結するまでの期間はどの程度、お考えでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	事業候補者が決定した後、速やかに締結したいと考えております。	令和7年1月29日
33	募集要項	17				基本協定の締結	地域振興事業について、事業期間中の計画変更等は、鬼怒川ダム統合管理事務所との協議と示されておりますが、貴事務所以外に周辺自治体等のステークホルダーも含め、協議は可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	提案された内容を以て評価を行い最優秀提案者及び事業候補者を決定していることから、事業期間中の計画変更が必要となった場合は、鬼怒川ダム統合管理事務所と協議願います。	令和7年1月29日
34	募集要項	22	別紙3			許認可リスク	許認可の新設・変更に関わるリスクは事業者と示されておりますが、著しい変更により、事業継続が困難となり撤退を余儀なくされた場合、賠償責任及び利益保証等のペナルティはどの様にお考えでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	理由の如何を問わず、事業から撤退する場合は設置した施設の撤去及び原状回復をしていただきますが、損害賠償・利益保証等のペナルティはありません。	令和7年1月29日
35	募集要項	22	別紙3			政治リスク	政策の変更に伴うリスクは事業者と示されておりますが、本事業を撤退する理由として、政治リスクが伴った場合でも事業者のみのリスクなのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	社会情勢やその他の理由により政策が変更されたことが理由で撤退を余儀なくされたとしても、設置した施設の撤去及び原状回復を含め、事業者が責を負うものとなります。	令和7年1月29日
36	募集要項	22	別紙3			物価変動リスク	著しいインフレ・デフレが生じた場合、事業継続が困難となり撤退を余儀なくされた場合、賠償責任及び利益保証等のペナルティは発生するのでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	理由の如何を問わず、事業から撤退する場合は設置した施設の撤去及び原状回復を復していただきますが、損害賠償・利益保証等のペナルティはありません。	令和7年1月29日
37	募集要項	22	別紙3			自然災害リスク	自然災害による損害リスクは事業者と示されておりますが、貴省が起因する施設に伴う災害（例えば発電所が水没した場合等）が生じた場合も含め、事業者リスクとお考えでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「貴省が起因する施設に伴う災害」が何を指しているのか不明ですが、自然災害リスクは事業者リスクとなります。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
38	募集要項	22	別紙 3			人為的災害リスク	暴動、戦争等の人為的災害による損害と示されておりますが、貴省が起因する施設に伴う不可抗力があった場合も事業者リスクとお考えでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「貴省が起因する施設に伴う不可抗力」が何を指しているのか不明ですが、人為的災害リスクは事業者リスクとなります。	令和7年1月29日
39	募集要項	23	別紙 3			収入変動リスク	発電に必要な水量の変動（提案時からのダム操作規則・操作規定の改定及び運用の変更に起因するもの）は国側と示されておりますが、リスクが生じた場合の保証等はどの様にお考えでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	水開発を実施した利水者の水を利用している従属発電であることから、本事業に参加した事業者への補償は考えておりません。	令和7年1月29日
40						連合体の追加者（企業等）	本事業の公募期間中若しくは最優秀提案者決定後に事業候補者及び連合体に追加者（企業等）を参画させることは可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	募集要項 1 1 ページ 5_プロポーザルの手続き（7）プロポーザル参加に際しての注意事項_エ提出書類の変更の禁止に記載のとおり、参加申込書提出以降の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めておりません。	令和7年1月29日
41						その他	公募された書類に契約書（案）が添付されておりますが、参考となる契約書（案）はございますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	契約書（案）が何を指しているか不明ですが、公募をしている国と発電事業者との間では基本協定の締結は行いますが、契約行為は行いませんので、契約書（案）はありません。	令和7年1月29日
42						その他	提案書に記載するか否かを判断する上の相談方法について、教示の程、お願い申し上げます。	提案書を作成される応募者においてご判断ください。	令和7年1月29日
43	条件書	4	5	ウ		ダム管理用制御処理設備	「使用水量等を監視できる仕組みとすること」とあります。「使用水量等」を「監視」する時間間隔については既設ダムコンに合わせることを考えると考えます。既設ダムコンの仕様および納入業者を貸与資料（募集要項 p.9）に含めていただくことは可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「既設ダムコンの仕様および納入業者」に関する資料は、募集要項 9 ページ 5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設ダムコンの仕様および納入業者」と追記の上、提出して下さい。	令和7年1月29日
44	条件書	4	5	ウ		ダム管理用制御処理設備	「また、このために必要な信号ケーブルの敷設および既設ダムコンのシステム変更等」とありますが、既設ダムコンのシステム変更の具体的範囲を貸与資料（募集要項 p.9）としてお示しただけですでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	条件書 5ウ記載のとおり、詳細については、事業候補者と鬼怒川ダム統合管理事務所が調整し決定するものとします。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
45	条件書	4	5	ウ		ダム管理用 制御処理設 備	No. 43に関連して既設ダムコンの「ダム貯水位」データを収集されている時間間隔に合わせて提供頂くことは可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「既設ダムコンの「ダム貯水位」データを収集している時間間隔に合わせたデータ」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設ダムコンの「ダム貯水位」データを収集している時間間隔に合わせたデータ」と追記の上、提出して下さい。	令和7年1月29日
46	条件書	4	5	エ		放流管等	「放流管等に働く水撃圧に対して」とあります。水撃圧の検証を行うために既設の「取水設備～利水放流管～放流バルブ室～管理用発電所までの設計報告書（土木設計計算書、水理計算書及び鋼構造計算書他）」を貸与資料（募集要項 p.9）としてお示しいただけますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「取水設備～利水放流管～放流バルブ室～管理用発電所までの設計報告書（土木設計計算書、水理計算書及び鋼構造計算書他）」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「取水設備～利水放流管～放流バルブ室～管理用発電所までの設計報告書（土木設計計算書、水理計算書及び鋼構造計算書他）」と追記の上、提出して下さい。	令和7年1月29日
47	条件書	4	5	キ		管理支所職 員	「管理支所職員に負担をかけない」とありますが、負担の程度は「関東地方整備局との基本協定（募集要項 p.1）」で決定するとの理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	基本協定締結に向けた協議において決定いたします。	令和7年1月29日
48	条件書	4	5	ケ	【常 時】 （ア）	使用可能水 量	「日々の使用可能水量は・・・当日に指示する」とありますが、日平均値または時間単位あるいはこれ以外か、具体的に提示いただけますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	日々の使用可能水量に関する指示は日平均毎秒m ³ で行うことを考えております。	令和7年1月29日
49	条件書	4	5	ケ	【常 時】 （ア）	使用可能水 量	「日々の使用可能水量は・・・当日に指示する」とありますが、具体的な指示方法（例：当日〇時までにFAXにて）について提示いただけますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	当日の指示は電話及びメールにて行います。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
50	条件書	4	5			新発電所の敷地	新発電所の範囲は外構（フェンス・表面排水溝等）を設けることを想定しております。外構範囲内は発電事業者の管理範囲と理解してよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	外構範囲内は発電事業者の管理範囲となります。	令和7年1月29日
51	条件書	4	5			新発電所の施設	新発電所に関連した施設（放水口・系統連系までの自営線等）を設けることを想定しております。これら施設の管理範囲や管理方法については、「関東地方整備局との基本協定（募集要項p.1）」で決定するとの理解でよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	基本協定締結に向けた協議において決定いたします。	令和7年1月29日
52	条件書	4	5			副ダム排水孔	発電事業者が設計・施工及び維持管理の観点から減勢工副ダム内の水位を一定以上にすることが有利と判断した場合、既設副ダムに設置している排水孔（Φ600×2箇所）を仮閉塞することは可能でしょうか。なお、ダム管理者からの要請時および新発電所撤去時には復旧することを前提としています。教示の程、お願い申し上げます。	既設副ダムの排水孔を仮閉塞することはできません。	令和7年1月29日
53	条件書	10	7	(1)	サ	発電工事の施工について全般	上下水道、ガス及び電気は発電事業者にて確保と示されておりますが、（様式4-6-2）B. 初期投資計画の蓋然性を高める上でも、公募期間中に各種事業者へ相談及び概算見積書徴収は可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	公募期間中の各種事業者への相談及び概算見積徴収は応募者の責において判断してください。	令和7年1月29日
54	条件書	10	7	(1)	ス	発電工事の施工について全般	ダム事業等の必要上の事由等により、鬼怒川ダム統管理事務所が発電事業者の使用取り消しを求めた場合、または移転や撤去の必要性が生じた場合は、これに応じなければならないと示されておりますが、電気事業会計規則取扱要領別表（水利権一覧表）に記載されている減電補償として、発電事業者に移転や撤去に伴う補償があると理解で宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ダム事業等の必要上の事由等により、鬼怒川ダム統管理事務所が発電事業者の使用取り消しを求めた場合、または移転や撤去の必要性が生じた場合は、これに応じなければならない施設とは、発電工事の施工にかかる、仮事務所等の仮建物・仮設備の移転や撤去を想定しており、減電補償の対象とは考えていないことから、移転、撤去に伴う費用は発電事業者の負担となります。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
55	条件書	10	7	(1)	ス	発電工事の 施工について 全般	ダム事業等の必要上の事由等により、鬼怒川ダム統合管理事務所が発電事業者に使用取り消しを求めた場合、または移転や撤去の必要性が生じた場合は、これに応じなければならないと示されておりますが、資金調達及び保険契約等を締結する上で、障壁になると思料します。例えば、移転や撤去等を通知する場合、どの位（数ヶ月・数年）前に通知するのか。教示の程、お願い申し上げます。	ダム事業等の必要上の事由等により、鬼怒川ダム統合管理事務所が発電事業者に使用取り消しを求めた場合、または移転や撤去の必要性が生じた場合は、これに応じなければならない施設とは、発電工事の施工にかかる、仮事務所等の仮建物・仮設備の移転や撤去を想定しており、移転や撤去の必要性が発生した時点で速やかに通知します。	令和7年1月29日
56	条件書	10	7	(1)	セ	発電工事の 施工について 全般	発電工事等は、建設業の許可を受けた者が施工すること。なお、主任技術者または監理技術者を選任すると示されておりますが、兼務は可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	兼務は可能です。 ただし、建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第2項及び第30条によるものとします。	令和7年1月29日
57	条件書	12	7	(2)	ウ		「希少猛禽類等が確認」とありますので、調査報告書類を貸与資料（募集要項 p.9）としてお示しいただけますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	「希少猛禽類等調査報告書」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「希少猛禽類等調査報告書」と追記の上、提出して下さい。	令和7年1月29日
58	条件書	12	8				冬季降雪時の除雪範囲に既設利水放流バルブ室までの管理用道路は含まれておりますでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	管理用道路は除雪範囲に含まれておりません。	令和7年1月29日
59	条件書	13	10		エ	その他	本事業を終了する場合や河川法第23条に基づく更新許可が得られない場合は、関東地方整備局との協定に基づき、発電所を発電事業者の責任及び費用負担において、速やかに撤去することを基本と示されておりますが、撤去以外の方法はお考えでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	本発電所の事業者が撤退する際には、設置した施設の撤去、原状回復を実施していただくこととなります。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
60	条件書	14	10		サ	その他	本事業期間中に、本発電所の老朽化等に起因して、ダムの運用に支障が生じる可能性があるとして鬼怒川ダム統合管理事務所が判断した場合、本発電所の速やかな修繕または撤去による原状回復を命じることがある。費用は、全て発電事業者の負担とすると示されていますが、電気事業会計規則取扱要領別表（水利権一覧表）に記載されている減電補償に該当すると思料しますが、改めてお考えを教示願います。	河川法に基づき、発電所の速やかな修繕または撤去による原状回復を命じる場合があります。その場合、減電補償に該当しないと考えます。	令和7年1月29日
61	様式集（Word）	11				（様式3-4） 連合体の構成	本事業における役割について①事業役割②設計役割③建設役割④管理役割⑤運用役割と示されていますが、役割が重複しても宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	役割分担は重複して差し支えありません。	令和7年1月29日
62	様式集（Word）	22				（様式4-4） 事業遂行能力＜工事及び運営の実績＞	実績を有していることを証明する書類とは、どのような書類でしょうか。また、工事及び運営実績を提示する場合、工事及び運営契約会社（甲）から企業名の提示不可と回答があった場合、どのような書類を提示すれば宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	応募者の責において判断してください。	令和7年1月29日
63	様式集（Excel）	29				（様式4-8-1） 事業計画＜発電設備計画①＞	減勢工導流壁等既設構造物を取り壊す場合、費用は貴事務所と協議の上、最優秀提案書が貴事務所に復旧費を支払う契約と理解しておりますが、提案時示す費用は提案書作成時の費用であり、契約締結時に物価上昇等により、著しく当初提案費用と乖離がある場合、費用低減に資する設計変更を貴事務所と協議することは可能でしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	既設構造物を取り壊す場合、復旧は原因者において費用負担及び施工していただきます。	令和7年1月29日
64	様式集（Excel）					（様式4-6-2） A. 資金調達計画※5	資金調達先以外の関心表明書を取得した場合、（様式4-6-2）に資金調達先と一緒に添付しても宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	応募者の責において判断してください。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
65	様式集 (Excel)					(様式4-6-2) A. 資金調達計画※9	記入欄が足りない場合は、適宜項目等を増やしてくださいと示されておりますが、枚数も決まっていないと理解で宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	枚数制限の記載のない様式の提出枚数は任意です。	令和7年1月29日
66	様式集 (Excel)					(様式4-6-2) B. 初期投資計画※1	記入欄が足りない場合は、適宜項目等を増やしてくださいと示されておりますが、枚数も決まっていないと理解で宜しいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	枚数制限の記載のない様式の提出枚数は任意です。	令和7年1月29日
67	様式集 (Excel)					(様式4-6-2) B. 初期投資計画	初期投資費は提案書作成時の費用であり、各種契約締結時に物価上昇等により、提案時との費用に乖離が発生した場合、ペナルティー等はあるでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	各種契約締結時に提案時の費用と乖離が発生した場合、ペナルティーはありません。ただし、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_(4) プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、11ページ_(7) プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	令和7年1月29日
68	様式集 (Excel)					(様式4-7-1) 事業計画<実施スケジュール①>	(様式4-6-2) B. 初期投資計画同様に各種契約締結時に物価上昇等により、提案時とのスケジュール及び収支計画に乖離が発生した場合、ペナルティー等はあるでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	ペナルティーはありませんが、事情により基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議願います。その結果、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_(4) プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、11ページ_(7) プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	令和7年1月29日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答(案)	回答日
69	募集要項	3	2	(7)	ア・イ	—	ダム建設費・ダム維持管理費等に関する負担額はどのタイミングで提示いただけるのか？ また、前提となるダム建設費は建設当初の金額か、もしくはダム運開からの償却期間(12年間)を考慮した金額となるのか？	募集要項3ページ_(7)費用の負担等_ア ダム建設費に関する負担_に記載のとおり、事業候補者の提案内容に基づき、鬼怒川ダム統合管理事務所が別途提示することとしており、募集要項15ページ_(4) 詳細な応募資格確認書類の受付以降となります。 また、イ ダム管理費等に関する負担に記載する 維持管理負担金及びダム所在地交付金相当額については、募集要項9ページ_(5) 資料の貸与_エ 費用の負担等関係資料として、様式 3-6-1、3-6-2 を提出されたのち貸与致します。 後段の質問については、質問の趣旨が明確でないため、お答え出来ません。	令和7年2月6日
70	募集要項	5	4	(1)	ア	—	ダム水路主任技術者は自社から「選任」となっている。「専任」ではないため、例えばSPCを組成する場合、SPC自体の社員ではなくても、構成会社内から条件を満足する社員を選任できればよい(SPCへの出向は不要)との理解で良いか。	ダム水路主任技術者の選任については、応募者の責において判断して下さい。	令和7年2月6日
71	募集要項	15	6	(3)	地域振興等	地域経済への寄与、地域振興	地域経済への寄与策や地域振興策は、発電事業とは独立した収支あるいは実施主体によるものでも良いでしょうか。また、もし発電事業から独立した事業でも良い場合、発電事業と一体の事業と比較して評価で不利になることはないでしょうか。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日
72	募集要項	15	6	(3)	地域振興等	再生可能エネルギーの	FIT・FIPの利用は、評価に影響を与えるのでしょうか。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日
73	募集要項	3	2	(7)	ア	費用負担の開示	ダム建設に関する負担及びダム管理費等に関する負担の額を検討にあたり、金利、耐用年数、償却率はいくつになるのでしょうか。	金利、耐用年数、償却率については、応募者においてご検討願います。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
74	条件書	4	5		ウ、ケ		既設利水放流管（大・小）と既設管理用発電所の水量管理はどのようにされていますでしょうか？ 具体的には、既設利水放流管（大・小）、既設管理用発電所の各々の流量の測定方法をご教示いただけないでしょうか？	既設利水放流管（大・小）の水量管理は、貯水位－ゲート開度－流量表（HGQ）により管理しています。 既設管理用発電所の水量管理は、流量計にて計測し管理しています。	令和7年2月6日
75	条件書	4	5		ケ		既設の利水放流設備の制御方法は次のいずれでしょうか。 ①送水量に対し偏差を検出し自動で制御 ②遠方から送水量を監視し手動で調整	既設の利水放流設備の制御方法は、遠方から送水量を監視し手動で調整しています。	令和7年2月6日
76	条件書	4	5		ケ		既設利水バルブの最低放流量	その時点での貯水位によって、放流量は変化するため、最低放流量は答え出来ません。	令和7年2月6日
77	条件書	4	5		ケ (ア)		新設発電所の使用水量指令は、データ伝送かまたはダム管理所からの口頭指示となるか	当日の指示は電話及びメールにて行います。	令和7年2月6日
78	条件書	4	5		キ		既設発電所が急停止した場合の放流量の載せ替えはどのようにされているか	既設発電所が急停止した場合は、維持流量確保のためダムコンにより自動で利水放流設備の放流量が増量されます。	令和7年2月6日
79	条件書	4	5		エ		既設放流管の設計耐圧、許容応力	「既設放流管の設計耐圧、許容応力」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設放流管の設計耐圧、許容応力が判る資料」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日
80	条件書	4	5		エ		既設利水バルブの操作量/1回操作当たり	「既設利水バルブの操作量/1回操作当たり」が、どのようなご質問か不明のためお答えできません。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
81	条件書	9	6	(2)	—	—	・既設ダムコンは具体的にどこに設置されているか？ ・新設の信号ケーブルは既設ダムコン端子台の空き接点に接続でき、端子台が責任分界点になるとの認識で良いか？ ・既設ダムコンまでの信号ケーブル敷設ルートは既存管理用発電のケーブル敷設ルートを使用できる認識で良いか？	・湯西川ダム管理支所に設置されています。 ・責任分界点については、条件書6（2）記載のとおり、既設ダムコンへ新規に設置する設備等接続点を原則としますが、詳細については鬼怒川ダム統合管理事務所と調整し決定するものとしします。 ・使用するケーブルの芯数・径等が不明のため、お答え出来ません。	令和7年2月6日
82	条件書	10	7	(1)	キ	—	既設管理用発電所のダミーロードは移設しても良いでしょうか。	詳細については鬼怒川ダム統合管理事務所と調整し決定するものとしします。	令和7年2月6日
83	条件書	11	7	(1)	ニ	全般	清水バイパス施設を活用する場合、必要となる整備費や使用料、既設管理発電所が運転できなくなることにに対する補償など、金銭的な負担をご教示下さい。また、活用可能な期間など、もし活用に制限があればご教示下さい。	清水バイパスは、年間を通じて利用可能となっています。既設利水放流管からの分岐工事時に代替措置として清水バイパス施設を活用に際して使用料及び既設発電所が運転できなくなることにに対する補償は発生しませんが、仮設等の整備費は応募者にて検討して下さい。	令和7年2月6日
84	条件書	4	5	ク	—	—	本発電所周辺の減勢工の詳細な図面（平面図、断面図）を開示いただけないでしょうか。	「減勢工の詳細な図面（平面図、断面図）」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「減勢工の詳細な図面（平面図、断面図）」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日
85	条件書	11	7	(1)	ニ	全般	清水バイパス施設を活用し放流管を断水して工事をおこなう場合、管内に入って作業をおこなっても良いでしょうか。放流管内に入る場合、放流バルブ室のマンホール以外に入るところはあるでしょうか。また、放流バルブ室の利用（屋根の開閉等）で制約はあるのでしょうか。	発電事業者の責において、管内に入って作業を行っても問題ありません。放流バルブ室のマンホール以外に、放流管内に入れるところはありません。放流バルブ室の利用に関しては、鬼怒川ダム統合管理事務所と協議して下さい。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
86	条件書	9	7	(1)	ア	—	「維持管理のためのクレーンや作業車が配置できるスペースを確保すること」とあるが、最大で何トンクレーンを配置することになりますでしょうか？また、クレーンを使ってどのようなメンテナンス作業を想定されているのでしょうか。（例えばゲート取り替えなど）	必要なクレーンや作業車の配置スペースについては、作業内容により異なりますので、お答えできません。	令和7年2月6日
87	募集要項	5	4	(1)	イ	同種・類似事業の実績	これら実績について、海外事例も認められるのでしょうか？ご教示ください。	海外事例も認められます。	令和7年2月6日
88	募集要項	5	4	(1)	イ	同種・類似事業の実績	海外子会社のみが実績を有している場合、親会社は子会社との複数会社連合体を構成の上、参加申請をしなければならないのでしょうか？ご教示ください。	募集要項5ページの4 参加資格要件の（1）の要件のすべてを満たす事業者とし、複数の事業者で構成する連合体による応募要件は、（1）に掲げるもののほか（2）のア、イのとおりとしています。また、応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが（3）のア、イ、ウ、エ、オの要件を満たすこととしています。親会社の実績がない場合は、親会社だけでは参加資格要件を満たしていないこととなります。	令和7年2月6日
89	募集要項	1	1	—	—	目的	「ダム所在地の地域振興を図る」とありますが、具体的な対象地域をご教示下さい（例えば、湯西川温泉周辺、日光市全域など）。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日
90	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	「完全従属のため従属元の登録期間に合わせる」とありますが、「完全従属」「従属元」とは、具体的に、それぞれ何を指しているのでしょうか。	「完全従属」とは、取水が主たる水利使用に完全に従属し、河川流量等に新たな影響を及ぼさないことをいいます。「従属元」とは、河川法第23条による許可を受けて取水している都市用水や農業用水の水利使用者のことを指しています。	令和7年2月13日
91	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	質問No. 90に関連し、従属元の登録期間は、具体的にはどのようなになっているのでしょうか。	「従属元の登録期間」に関する資料は、募集要項9ページ5 プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「従属元の登録期間」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月13日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
92	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	河川法第23条の2に基づく登録は、河川法第23条の4の各号に該当しない限りは更新できるという認識でよろしいでしょうか。	河川法第23条の3及び同第23条の4の規定により、登録拒否要件に該当しない限りは、登録（存続期間の更新を含む。）が行われます。	令和7年2月13日
93	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	河川法第23条の2に基づく登録について、従属元起因により更新できない、または中断となった場合の責任は従属元にあるという理解でよろしいでしょうか。	「責任」が何を指しているのか不明ですが、従属元が水利使用を更新できない、または中断した場合でも、河川の流水の正常な機能を維持するための放流またはダム等の洪水調節容量を確保するための放流に従属した発電は継続することができます。	令和7年2月13日
94	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	事業終了時には本発電所を撤去することとされていますが、その場合、河川法第23条の2に基づく登録期間内に撤去を完了する必要があるのでしょうか。	事業終了時には、河川法第23条の2に基づく存続期間内に発電所の撤去を完了させる必要があります。	令和7年2月13日
95	募集要項	2	2	(3)	—	事業期間	質問No. 94に関連し、撤去にあたり必要となる手続きがあればご教示いただけないでしょうか。	河川法では、事業終了時に河川法第23条の2の登録及び第24条の許可に基づく事業の廃止及び同法第31条第1項の規定に基づく用途廃止届の提出が必要です。撤去時には河川法第26条第1項に基づく工作物の撤去の申請が必要です。その他関係法令に基づく手続きは、発電事業者の責により行う必要があります。	令和7年2月13日
96	募集要項	317	27	(3) (2)	—	事業期間 基本協定の 内容	事業期間の項で、発電所の運用開始時期は社会情勢や経済動向等で前後する想定となっております。一方、基本協定の内容として発電所の完成期限を定めることとなっております。社会情勢や経済動向等で完成時期が前後する場合、基本協定上でも変更を認めていただけないという理解で良いでしょうか。	基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議して下さい。その結果、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項8ページ_5プロポーザルの手続き_（4）プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、11ページ_（7）プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
97	募集要項	39	25	(7)	(5)	ア、イ 費用負担の開示 資料の貸与	ダム建設に関する負担及びダム管理費等に関する負担の額は、プロポーザル参加申込者への貸与資料エ（費用の負担等関係資料）にて開示されるという認識でよろしいでしょうか。	募集要項3ページ「（7）費用の負担等」ア ダム建設費に関する負担に記載のとおり、事業候補者の提案内容に基づき、鬼怒川ダム統合管理事務所が別途提示することとしております。また、イ ダム管理費等に関する負担に記載する 維持管理負担金及びダム所在地交付金相当額については、募集要項9ページ「（5）資料の貸与」エ 費用の負担等関係資料として、様式 3-6-1、3-6-2 を提出した者に貸与致します。	令和7年2月6日
98	募集要項	9	5	(5)	ウ	地域振興に活用可能な土地等の情報	「地域振興に活用可能な土地等」について、各土地等の使用条件（使用可能期間、使用料等）をご教示下さい。	募集要項3ページ「（5）資料の貸与」ウ 地域振興に活用可能な土地等の情報（ア）湯西川ダム付近平面図」に示す土地を使用する場合は、使用期間、使用料等も含め鬼怒川ダム統合管理事務所と協議して下さい。	令和7年2月13日
99	募集要項	9	5	(5)	ウ	地域振興に活用可能な土地等の情報	「地域振興に活用可能な土地等」に、鬼怒川ダム統合管理事務所との協議が必要な対象施設などがあればご教授下さい。	募集要項3ページ「（5）資料の貸与」ウ 地域振興に活用可能な土地等の情報（ア）湯西川ダム付近平面図」に示す土地を使用する場合は、鬼怒川ダム統合管理事務所と協議が必要となります。	令和7年2月13日
100	募集要項	9	5	(5)	ウ	地域振興に活用可能な土地等の情報	「地域振興に活用可能な土地等」について、施設誘致等行う場合の用途に制約があればご教示下さい。	募集要項3ページ「（5）資料の貸与」ウ 地域振興に活用可能な土地等の情報（ア）湯西川ダム付近平面図」に示す土地を使用する場合は、鬼怒川ダム統合管理事務所と協議して下さい。	令和7年2月13日
101	募集要項	9	5	(5)	ウ	地域振興に活用可能な土地等の情報	「地域振興に活用可能な土地等の情報」について、「（ア）湯西川ダム付近平面図」以外に提示いただける情報はございますか。ある場合、どのようなものが含まれるかご教示下さい。	「地域振興に活用可能な土地等の情報」について、「（ア）湯西川ダム付近平面図」以外の貸与資料はありません。	令和7年2月6日
102	募集要項	17	7	—	—	基本協定の締結	基本協定締結以降（事業期間中）、連合体構成員を変更し、その地位を第三者へ譲渡することは可能でしょうか。	基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議して下さい。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
103	募集要項	17	7	(3)	—	新会社の設立	事業候補者が設立する新会社と基本協定を締結する場合、新会社の株主構成が変更となることは問題ないでしょうか。	基本協定締結時において提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議して下さい。 その結果、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_ (4) プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、11ページ_ (7) プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	令和7年2月6日
104	募集要項	22	別紙 3	—	—	想定されるリスク	住民問題リスクのうち、本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟に関するものは事業者負担とされておりますが、解決に向けて国の協力は得られますでしょうか。	応募者において解決することとなります。	令和7年2月6日
105	募集要項	7	5	(2)	—	募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公	質問書に対する回答は、募集要項本文と同様の扱いがなされる（効力を持つ）という理解でよろしいでしょうか。	質問書に対する回答は、募集要項本文と同様の扱いとしています。	令和7年2月6日
106	募集要項	9	5	(4)	ウ	提出方法	イの書類等を電子メールにファイルを添付して送る際、ファイル容量は10MB未満と考えてよろしいでしょうか。また、10MBを超える場合の具体的な提出方法をご教示ください（ファイル分割メール送信、大容量データ送信サービス利用、郵送（CD等へのデータ保存）等）。	応募者の責において、正・副2枚CD等へデータを保存したうえで、郵送により提出して下さい。	令和7年2月6日
107	募集要項	11 16	56	(6) (4)	ウ	提出方法	「提出ファイルが10MB を超える場合は、エの提出先に電話にて対応の確認を行ってください」とありますが、10MBを超える場合の具体的な提出方法をご教示ください。	応募者の責において、正・副2枚CD等へデータを保存したうえで、郵送により提出して下さい。	令和7年2月6日
108	募集要項	15	6	(3)	—	評価基準	「地域経済への寄与」のうち「地域資金の活用」について、具体的に対象とされる地域（例えば、日光市内、栃木県内など）をご教示下さい。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
109	募集要項	15	6	(3)	—	評価基準	「地域経済への寄与」のうち「地域企業・人材の活用」について、具体的に対象とされる地域（例えば、日光市内、栃木県内など）をご教示下さい。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日
110	募集要項	15	6	(3)	—	評価基準	「地域振興」について、具体的に対象とされる地域（例えば、湯西川温泉周辺、日光市全域など）をご教示下さい。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日
111	提出書類の記載要領及び様式集	2	第2	2	—	参加者等を特定できる記載の禁止について	「提案者の事業者名等が特定できる表示は一切記載せず、事業者名については「代表事業者」「構成員A」「構成員B」等の匿名を使用」とありますが、例えば自社独自の技術等を提案する場合、その具体名称を記載すると参加者を特定できる可能性があります。記載は一般的な名称にとどめ、具体名称は記載できないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、副本には提案者の事業者名等が特定できる表示はマスキングなどにより一切記載せず、応募者の責において判断して下さい。	令和7年2月6日
112	提出書類の記載要領	2	第2	3	④	提出書類の記載方法について	「本文の文字の大きさは、10ポイント以上」とありますが、フォントは自由と考えてよろしいでしょうか。	文字の大きさが10ポイント以上であれば、フォントは自由としています。	令和7年2月6日
113	提出書類の記載要領及び様式集	3	第2	4	(2)	企画提案書等に関する提出書類2) 5)	「企画提案書等には様式番号・通し番号を記載すること」とありますが、様式番号と関係なく、資料全体に通し番号を記載するのか、様式毎のくくりで通し番号を記載するのかどちらでしょうか。	同一様式番号の中で、ページの判別が可能であれば、通し番号の指定はありません。	令和7年2月6日
114	提出書類の記載要領及び様式集	3	第2	4	(2)	企画提案書等に関する提出書類2) 5)	「企画提案書等には様式番号・通し番号を記載すること」とありますが、通し番号の記載方法について、指定はございますか（例えば「〇/〇ページ」など）。	同一様式番号の中で、ページの判別が可能であれば、通し番号の指定はありません。	令和7年2月6日
115	提出書類の記載要領及び様式集	3	第2	4	(2)	企画提案書等に関する提出書類2) 5)	ExcelデータとPDFに通し番号を記載するとファイル形式が異なることでフォントや大きさが統一されないことがあります。問題ないでしょうか。	様式集2ページ_3. 提出書類の記載方法について_④のとおり図表、図面等については統一されていなくても結構ですが、元データも添付して下さい。	令和7年2月6日
116	提出書類の記載要領及び様式集	417	3	—	—	プロポーザル参加申込に関する提出書類	(様式3-1) (様式3-2) (様式3-6-1) (様式3-6-2)は代表事業者のみの記載・押印となっていますが、構成員の記載・押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	代表事業者のみで結構です。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
117	提出書類の記載要領及び様式集	213	3	—	—	プロポーザル参加申込に関する提出書類	(様式3-5-1)(様式3-5-2)の事業者名は連帯の場合の応募者名ではなく、当該実績を有する代表事業者またはその他構成員単体の名称でよろしいでしょうか。	当該実績を有する代表事業者またはその他構成員単体の名称で結構です。	令和7年2月6日
118	提出書類の記載要領及び様式集	213	3	—	—	プロポーザル参加申込に関する提出書類	実績を証明する資料は、例えば工事の場合、CORINSの登録内容確認書でよろしいでしょうか。また、CORINS登録がない場合は、施工を実施したことを証明できる図面等でよろしいでしょうか。図面等は、元がA3(A4以外)で、縮小すると判別できない場合、A3での提出でもよろしいでしょうか。	実績を証明する資料は、CORINSの登録があれば登録内容確認書で構いません。CORINS登録がない場合、契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分)の写しを提出して下さい。	令和7年2月6日
119	提出書類の記載要領及び様式集	19	4	—	—	企画提案書等に関する提出書類	(様式4-1)は代表事業者のみの記載・押印となっていますが、構成員の記載・押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	代表事業者のみで結構です。	令和7年2月6日
120	条件書	2	3	(3)	—	発電使用可能流量	「ダムの点検・改良工事等で放流を停止することがある」とのことですが、定期点検等の予定が組まれていれば、放流停止が見込まれる時期・日数をご教示下さい。	ダムの放流設備の点検は2ヶ月に1回実施しており、今後の改良工事等是不明です。	令和7年2月6日
121	条件書	9	7	(1)	ア	全般	「維持管理のためのクレーンや作業車が配置できるスペース」について、具体的な位置・面積をご教示ください。	必要なクレーンや作業車の配置スペースについては、作業内容により異なりますので、お答えできません。	令和7年2月6日
122	条件書	10	7	(1)	キ	全般	「ダムの管理設備の改修等はすべて発電事業者において実施」とのことですが、構造変更は可能でしょうか？	構造変更が必要な場合は、鬼怒川ダム統合管理事務所と協議により決定するものとなります。	令和7年2月6日
123	条件書	10	7	(1)	ス	全般	「取得等済用地」について、募集要項別紙2の水力発電所建設想定位置以外に用地があればご教示ください。	「取得等済用地」については、募集要項9ページ(5)資料の貸与ウ地域振興に活用可能な土地等の情報として、様式3-6-1、3-6-2を提出されたのち貸与致します。	令和7年2月6日
124	条件書	11	7	(1)	ニ	全般	不断水工事ができない場合に行う利水放流の代替措置について、確保すべき流量等に関する具体的な条件をご教示下さい。	現況設備と同等の設備機能を有する必要があります。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
125	条件書	11	7	(1)	ニ	全般	「清水バイパス施設を活用することも可能」とありますが、同バイパスの現状及び活用に当たっての改修等要否をご教示ください。	募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与_イ 発電設備の整備・運転条件等_(オ)湯西川ダム清水バイパスの概要_を確認して下さい。 なお、現時点では清水バイパスとしての機能は有しているため、改修の必要はないと認識しています。	令和7年2月6日
126	条件書	11	7	(1)	ニ	全般	清水バイパスを活用する場合、既存管理用発電所の運転継続が困難となりますが、ダム側では別途電源を確保いただけると考えてよろしいでしょうか。	湯西川ダム管理支所及び湯西川ダムの運用に必要な電源は、鬼怒川ダム統合管理事務所にて別途確保します。	令和7年2月6日
127	条件書	12	7	(2)	ウ	環境保全	「希少猛禽類等が確認されて」とのことですが、生息範囲を具体的にご教示ください。	「希少猛禽類等調査報告書」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「希少猛禽類等調査報告書」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日
128	条件書	13	10	—	エ	その他	本事業終了等の場合「発電所を発電事業者の責任及び費用負担において速やかに撤去する」とありますが、設備撤去のみでなく、ダム関連構造物及び周辺地形の原状回復も含む想定でしょうか。	貴見のとおり、ダム関連構造物及び周辺地形の原状回復も含まれます。	令和7年2月6日
129	条件書	10	7	(1)	ス	—	鬼怒川ダム統合管理事務所が買収した用地を具体的にお示しください。別紙2の青線内のみでしょうか。施工ヤード（資材置場、事務所用地）の確保に費用が発生するか検討したいです。	募集要項3ページ_(5)資料の貸与_ウ 地域振興に活用可能な土地等の情報(ア)湯西川ダム付近平面図も合わせ、確認して下さい。	令和7年2月6日
130	条件書	2	3	(3)	—	—	ダムの点検・改良工事等による放流の停止は、募集要項P23に記載の収入変動リスクに含まれているでしょうか。	貴見のとおり、ダムの点検・改良工事等による放流の停止は、収入変動リスクに含まれると考えます。	令和7年2月6日
131	募集要項	13	6	(1)	—	評価方法	審査委員会について、審査員に関する情報の公開は予定されていますでしょうか。	審査員の情報の公開は、お答え出来ません。	令和7年2月6日
132	募集要項	15	6	(3)	—	評価基準	”地域経済”や”地域振興”等、”地域”という言葉が用いられていますが、想定されている地域の範囲（県域・市域・湯西川エリア等）についてご教示いただけますでしょうか。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
133	募集要項	22～24	—	—	—	別紙3 想定されるリスク	地域振興の取組に関して、行政（県・市）や地元組合、住民等に対する資金・物資等の支援を行うとした場合、そこで想定されるリスクについては事業者が行政（県・市）や地元組合、住民等と個別で調整するものという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、想定されるリスクについては事業者が行政（県・市）や地元組合、住民等と個別で調整するものという認識で問題ありません。	令和7年2月6日
134	様式集					提出書類	提案資料の作成上限について、表内では、“上限枚数”と記載されていますが、提案に関する様式の説明項目の中では〇ページ以内となっています。どちらが正しい表記であるかご教授ください。	提出書類の記載要領及び様式集1ページ第1提出書類に記載されている「上限枚数」に関しては、「ページ枚数」と読み替えていただきますようお願いいたします。	令和7年2月6日
135	様式集					様式4-12 地域振興等	他様式では、“提案内容の補足資料”が認められている項目等もございますが、様式4-12 地域振興等では、提案内容の補足資料を含め5ページ以内といった認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、地域振興等では、提案内容の補足資料を含め5ページ以内にすものという認識で問題ありません。	令和7年2月6日
136	募集要項	1	2	(2)	—	本発電所の名称	発電所の名称を変更することは可能かご教授ください。	民設・民営として公募している内容ではありますが、名称の変更は協議して下さい。	令和7年2月6日
137	募集要項	1	2	(2)	—	地域地区	日光国立公園第2種特別地域であるが、ダム建設時にどのような配慮を環境省より求められていたかご教授ください。	評価に関する質問には、お答え出来ません。	令和7年2月6日
138	募集要項	2	2	(3)	—	—	本事業を終了する場合は、速やかに撤去することを基本としているが、運営権を他社に譲渡して発電事業を継続することは可能かご教授ください。	基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議して下さい。	令和7年2月6日
139	募集要項	2	2	(3)	—	—	運用開始が令和12年4月の前後となった場合、本ダムや既設管理用発電所で影響の出る改修工事等の予定はあるかご教授ください。	今後の改修工事等は不明です。	令和7年2月6日
140	募集要項	2	2	(6)	—	—	系統連系の申込はプロポーザル参加申込前でも実施してよいかご教授ください。	応募者の責において判断して下さい。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
141	募集要項	3	2	(6)	—	—	「系統連系に関する契約が不可となった場合、または契約の可能性がないと鬼怒川ダム統合管理事務所が判断した場合」とはいつの時点での判断かご教授ください。例えば出力千kW未満であれば、令和7年度FIT申請を目指して認定が取れなくても次年度以降の申請で認定がとれれば特に問題がないためです。	事業候補者が決定し、基本協定締結時と考えています。	令和7年2月6日
142	募集要項	3	2	(7)	ア	—	ダム建設に関する負担額の概算を事前に算出することは可能かご教授ください。	応募者の責において判断して下さい。	令和7年2月6日
143	募集要項	5	4	(1)	—	—	構成する応募者全体とは、出資参画する会社のみを指すのか、または協力会社も含めるのか、ご教授ください。	応募者全体とは、連合体を構成する企業を指しています。応募者の責により判断して下さい。	令和7年2月6日
144	条件書	4	5	—	イ	—	既設への影響を考慮して、既設利水放流管より分岐して配管していけない位置はあるかご教授ください。超音波流量計から〇m離す等。	鬼怒川ダム統合管理事務所と協議の上設計・施工して下さい。	令和7年2月6日
145	条件書	4	5	—	イ	—	分岐管だけでなく、埋設管全線はコンクリート巻き立てが必要ということでしょうか、また、巻き立てコンクリートの最小かぶりの制約はありますかご教授ください。既設配管の巻き立てコンクリートのかぶりがどれだけあるかご教授ください。	鬼怒川ダム統合管理事務所と協議の上設計・施工して下さい。	令和7年2月6日
146	条件書	4	5	—	ウ	—	既設ダムコンの施工メーカはどこかご教授ください。	三菱電機株式会社です。	令和7年2月6日
147	条件書	4	5	—	ウ	—	管理支所で監視する情報は使用水量の他に必要なものをご教授ください。	鬼怒川ダム統合管理事務所と協議の上設計・施工して下さい。	令和7年2月6日
148	条件書	4	5	—	ウ	—	既設ダムコンの竣工図書を借用できるかご教授ください。	「既設ダムコンの竣工図書」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設ダムコンの竣工図書」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
149	条件書	4	5	—	エ		既設放流管等の水撃圧の計算書を借用できるかご教授ください。	「既設放流管等の水撃圧計算書」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設放流管等の水撃圧計算書」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日
150	条件書	4	5	—	ケ	非常時	鬼怒川ダム統管理事務所への通知方法で具体的な要望があればご教授ください。	詳細については、鬼怒川ダム統管理事務所と調整し決定するものとします。	令和7年2月6日
151	条件書	4	5	—	コ		既設ダムコンへの情報伝送は、既設伝送路と電氣的に接続してよいかご教授ください。また、可能であれば、監査廊内または減勢工脇地中埋設ラックで接続できる箇所はあるかご教授ください。	敷設希望の情報伝送路等が不明なためお答えできません。	令和7年2月6日
152	条件書	9	6	(1)			責任分界点は新たに設置する分岐管と既設放流管とのつなぎ目と考えてよいかご教授ください。	責任分界点については、条件書6（2）記載のとおり、既設ダムコンへ新規に設置する設備等接続点を原則としますが、詳細については鬼怒川ダム統管理事務所と調整し決定するものとします。	令和7年2月6日
153	条件書	9	6	(2)			既設ダムコンとの接続点で望ましい箇所はあるかご教授ください。	条件書6（2）記載のとおり、既設ダムコンへ新規に設置する設備等接続点を原則としています。	令和7年2月6日
154	条件書	9	7	(1)	ア		クレーンや作業車の配置箇所をご教授ください。また、作業頻度をご教授ください。	必要なクレーンや作業車の配置スペースについては、作業内容により異なりますので、お答えできません。	令和7年2月6日
155	条件書	10	7	(1)	オ		ダムに設置している震度計の設置箇所をご教授ください。	「ダムに設置している震度計の設置箇所が分かる資料」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「湯西川ダム地震計配置図」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
156	条件書	10	7	(1)	カ		構内の制限上載荷重をご教授ください。また、埋設されているケーブルルートと敷設深度をご教授ください。	構内がどこの範囲を指しているか不明ですが、「構内の制限上載荷重、埋設されているケーブルルートと敷設深度が分かる資料」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き(5)資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「監査廊内のケーブルラックの制限上載荷重、埋設されているケーブルルートと敷設深度が分かる資料」に関する資料」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日
157	条件書	10	7	(1)	ケ		事前に説明すべき地元や関係者をご教授ください。	事前説明すべき地元、関係者については事業候補者の責においてご判断ください。なお、説明のタイミングについては事業候補者の特定後となります。	令和7年2月6日
158	条件書	10	7	(1)	ス		湯西川ダム下流の河川区域は、五十里ダム常時満水位EL586.000と考えてよろしいかご教授ください。	湯西川ダム下流の河川区域は、EL600.00mです。	令和7年2月6日
159	条件書	11	7	(1)	ニ		清水バイパス利用できる期間は非洪水期と考えてよろしいかご教授ください。また、清水バイパスからの放流量の調整方法と調整頻度をご教授ください。	清水バイパスは、年間を通じて利用可能となっています。 湯西川ダム管理支所で流量調整を行います。操作頻度は状況により異なりますので、お答えできません。	令和7年2月6日
160	条件書	12	7	(2)	ウ		本発電所設置場所に希少猛禽類の営巣場所やえさ場の高利用域があるかご教授ください。	「希少猛禽類」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き(5)資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「希少猛禽類等調査報告書」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月6日
161	条件書	12	7	(3)	ア		建設時の旧道路を利用してもいいかご教授ください。また、塵芥集積場の一部を資材置き場や仮設事務所に借用できるかご教授ください。門扉等の鍵は長期間借用してもよいかご教授ください。	建設時の旧道路の使用は可能です。また、塵芥集積場が何を指しているか不明ですが、国の管理地、門扉等を使用する場合は、鬼怒川ダム統合管理事務所と協議して下さい。	令和7年2月6日
162	条件書	12	7	(3)	イ		新設発電所の周囲柵の設置は必要かご教授ください。	新設発電所の周囲柵の設置の可否は、応募者の責において検討して下さい。	令和7年2月6日
163	条件書	12	8		ウ		新発電所付近に照明柱の設置は必要かご教授ください。	新発電所付近の照明柱の設置の可否は、応募者の責において検討して下さい。	令和7年2月6日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
164	条件書	13	9		ク		「河川法許可及び協定締結が不可となった場合」とは、どの時点でどのようなケースを想定しているかご教授ください。	事業候補者が決定し、基本協定締結時において、関東地方整備局と事業候補者の協議が調わない場合などが考えられます。	令和7年2月6日
165	条件書	13	9		ケ		「電気事業者への系統連系に関する契約が不可となった場合」とは、どの時点でどのようなケースを想定しているかご教授ください。	事業候補者が決定し、基本協定締結時において、発電事業者が電気事業者への系統接続検討を依頼しその回答を得た結果、発電事業者が契約できないと鬼怒川ダム統合管理事務所が判断した場合を想定しています。	令和7年2月6日
166	—	—	—	—	—	—	最優秀提案書が決定された後に、審査結果については一般公開されますか？	評価結果は提案者に対し書面により通知するとともに最優秀提案者は鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページにて公表します。	令和7年2月13日
167	—	—	—	—	—	—	一般公開される場合、その内容は、「審査に参加した事業者及び審査の評価項目ごとの点数」ですか？下記リンク先にある鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業 優先交渉権者選定結果のような開示をイメージしています。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1203225/2_obj-evaluation.pdf	評価結果は提案者に対し書面により通知するとともに最優秀提案者は鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページにて公表します。	令和7年2月13日
168	—	—	—	—	—	—	ダム建設費、ダム管理費の金額など含む契約書の内容は一般公開されますか？鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業においては運営権対価の額などが一般公開されておりました。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1215196/contract.pdf	公開する予定はありません。	令和7年2月13日
169	—	—	—	—	—	—	最優秀提案書の事業計画は一般公開されますか？	事業計画の一般公開については、事業候補者と協議のうえ決定いたします。	令和7年2月13日
170	募集要項	3	3	(7)	イ	—	発電事業者が、本事業に係るダム所在地交付金相当額を国に納付する額について教えてください。	ダム所在地交付金相当額については、募集要項9ページ_（５）資料の貸与_工費用の負担等関係資料として、様式 3-6-1、3-6-2 を提出した者に貸与致します。	令和7年2月13日
171	募集要項	17	7	(1)		協議打ち切り	事業候補者側からの協議打ち切りに関して、撤退表明が可能でしょうか。また、その場合にペナルティーはございますでしょうか。	撤退の意向に関わる申し出については可能ですが、事業候補者と鬼怒川ダム統合管理事務所との協議により撤退の可否について判断いたします。なお、ペナルティーはありません。	令和7年2月13日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
172	募集要項	21				別紙2	既設管理用発電所より下流の水力発電所建設想定範囲について、基礎地盤の地質情報をご提示いただけないでしょうか。	「既設管理用発電所より下流の水力発電所建設想定範囲に関する基礎地盤の地質情報」に関する資料は、募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与に準じて貸与します。 なお、様式3-6-2に貸与希望の資料「既設管理用発電所より下流の水力発電所建設想定範囲に関する基礎地盤の地質情報」と追記の上、提出して下さい。	令和7年2月13日
173	条件書	2	3	(3)	—	発電使用可能流量	日々の新設発電所の発電使用可能流量の具体的な設定ルールをご提示いただけないでしょうか。 例えば、「ダム放流量から既設管理用発電使用流量を差し引いた値」、もしくは「ダム放流量からダム直下維持流量を差し引いた値」など。	募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与により貸与する流況データ、操作規則、操作細則よりご判断ください。 なお、条件書4ページ_5発電所の構造・配置等について_アに記載のとおり、既設管理用発電所の発電取水を優先します。	令和7年2月13日
174	条件書	9	7	(1)	ア	発電工事の施工について	「維持管理のためのクレーンや作業車が配置できるスペースを確保すること」とありますが、具体のクレーン・作業車の規格、クレーン・作業車の配置図、吊り荷重をご提示いただけないでしょうか。	必要なクレーンや作業車の配置スペースについては、作業内容により異なりますので、お答えできません。	令和7年2月13日
175	募集要項	17	7	(3)		新会社の設立	複数の事業者で構成する連合体での応募を考えております。将来的には、連合体を構成するメンバーで、発電事業用SPCとして新会社を設立することを考えています。その場合、SPCの設立に際して、連合体を構成するメンバーは、SPCへ必ず出資しなければいけないのでしょうか。出資割合について条件があれば教えて頂きたいです。	本事業におけるSPC設立に関して、現時点でお答え出来ることはございません。 なお、募集要項17ページ_7_基本協定の締結（3）新会社の設立に記載のとおり、鬼怒川ダム統合管理事務所が本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断した場合に、新会社と基本協定を締結することとしています。	令和7年2月13日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
176	募集要項	17	7	(3)		新会社の設立	上記と同様に、SPCを設立する場合、本発電所の設置・運営業務には直接関与しないが、資金提供の観点で出資のみする者が連合体の構成メンバーとなることは可能でしょうか。	本事業におけるSPC設立に関して、現時点でお答え出来ることはございません。 なお、募集要項17ページ_7_基本協定の締結（3）新会社の設立に記載のとおり、鬼怒川ダム統合管理事務所が本事業の業務遂行に特段の懸念がないと判断した場合に、新会社と基本協定を締結することとしています。	令和7年2月13日
177	募集要項	5	4	(1)	イ	同種事業	「ダムにおける水力発電設備の工事」とは、電気事業法に基づき選任されるダム水路主任技術者が監督する「水力設備（ダム、導水路、サージタンク及び水圧管路）の工事」でしょうか。	「ダムにおける水力発電設備の工事」は、水車、発電機、制御盤等の設置も含めた実績となります。	令和7年2月20日
178	募集要項	5	4	(1)	ア	—	ダム主任技術者の選任についてSPCを新設する場合、主任技術者はSPCに在籍していなければならないでしょうか。SPCに属する企業の社員を外部委託する形で対応することは不可能でしょうか。（100%子会社、もしくは出資率の多い企業からの選任でも同様でしょうか。） また、その際、事業期間中に主任技術者が退職などにより除籍された場合は別の者を選任し、法令等を満たせば問題はないという認識で相違はございませんか。事業期間が長期間のため、応募時と運営時で主任技術者を含めて社内メンバーを変更することが起こりうると想定しております。	ダム水路主任技術者の選任については、応募者の責において判断して下さい。	令和7年2月20日
179	募集要項	9	5	(4)	ア	—	共有いただける流量データは既存発電所の取水量を考慮しているのでしょうか。データから既存発電所の取水量を減らしたものが当事業で使用できる流量でしょうか。	募集要項9ページ5_プロポーザルの手続き（5）資料の貸与により貸与する流況データ、操作規則、操作細則よりご判断ください。 なお、条件書4ページ_5 発電所の構造・配置等について_ア に記載のとおり、既設管理用発電所の発電取水を優先します。	令和7年2月20日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
180	募集要項	3	2	(7)	イ	—	各年度において本ダムの維持管理費用の負担するとありますが、現在想定される金額（算定方式）についてご教示下さい (維持管理費用＝売上/年×X%など)	本ダム管理費等の額については、募集要項9ページ（5）資料の貸与_工費用の負担等関係資料として、様式 3-6-1、3-6-2 を提出した者に貸与致します。	令和7年2月20日
181	募集要項	3	2	(7)	イ	—	本ダムの使用に関わる経費は、維持管理費用のみという認識で相違はございませんか。（発電所建屋などの借地料は維持管理費に含まれているという認識で相違はございませんか） また、別途必要な経費がございましたら、内容と金額をご教授いただけると幸甚でございます。	募集要項 3 ページ_2 募集する事業の内容_（7）費用の負担等のおとりとなります。	令和7年2月20日
182	募集要項	2	2	(3)	—	—	想定される運用開始（設計：2年、工事：3年）に間に合わなかった場合、ペナルティ等はございますでしょうか。	ペナルティーはありませんが、事情により基本協定締結後に提出した書類等に変更が生じた場合は、その事由等を説明できる資料により協議願います。 その結果、提出した書類等に明らかな虚偽があると判断した場合は、募集要項8ページ_5 プロポーザルの手続き_（4）プロポーザル参加申込みの受付にあるとおり、参加資格者、最優秀提案者あるいは、事業候補者の取り消しを行う場合があります。また、11ページ_（7）プロポーザル参加に際しての注意事項_ア失格または無効となる場合があります。	令和7年2月20日
183	募集要項	3	2	(6)	—	—	売電形態において、制約はございますでしょうか。（FIT売電、オフサイトPPA等）	事業候補者の責により判断してください。	令和7年2月20日
184	募集要項	5	4	—	—	—	希望事業はどの程度でしょうか。属性についてもご教授いただけると幸甚でございます。	「希望事業の程度」、「属性について」とは何を指しているか不明なため、お答えできません。	令和7年2月20日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
185	募集要項	7	5	(3)	オ	—	再度現地を見学させていただくことは可能でしょうか。	募集要項7ページの5 プロポーザルの手続き（3）現地見学の受付及び実施にあるとおり、現地見学は令和7年1月16日に実施済ですが、参加表明者のうち、参加資格者として認められた者に対して、希望者に現地見学を開催する予定です。 見学会の日時及び申込方法につきましては、参加申込確認結果の通知時にお知らせ致します。	令和7年2月20日
186	様式集 (Word)	8				(様式3-1) プロポーザル参加申込書	参加申込書を提出するにあたり、応募者名を連合体で決定のうえ記載すると提示されておりますが、改めて確認させていただきます。連合体で応募名称を任意で決めてよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	応募者が複数の場合は、応募者名を貴見のとおり任意で決めてください。	令和7年2月27日
187	様式集 (Word)	12				(様式3-5-1) 同種（類似）実績確認調書（工事）	質問回答では、「水力発電設備の工事」は、水車、発電機、制御盤等の設置も含めた実績と提示されておりますが、例えば、「水車、制御盤」の実績、「発電機」の実績を保有する場合、別々に実績確認調書を両方提出するべきでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	同一工事でない場合は、貴見のとおり別々に提出してください。	令和7年2月27日
188	様式集 (Word)	13				(様式3-5-2) 同種（類似）実績確認調書（運営）	質問回答では、応募者の責において判断してくださいと提示されておりますが、同種実績（運営）を証明する書類として、企業が登録している保安規定の写しでよろしいでしょうか。教示の程、お願い申し上げます。	保安規程は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する社内保安体制と、これら組織によって行う具体的保安業務の基本事項を定めるものであり、保安規定のみでは同種（類似）実績として求めている運営の証明とはなりえないと考えています。	令和7年2月27日
189	様式集 (Word)					(様式3-3) 担当者届	担当者届は、連合体の構成員のうち質疑等の窓口を担う事業者を定め、当該事業者の担当者を選任することによいか、ご教示いただきたい。	連合体の場合は、貴見のとおり、構成員のうち質疑等の窓口を担う事業者の担当者を選任してください。	令和7年3月13日
190	募集要項	8	5	(1)	イ	提出書類等	連合体として参加表明書を提出する際、一般的な設計プロポーザルにJVで参加する場合に提出するJV協定書に該当するような、連合体内の協定書の提出は必要かご教示ください。	本事業において、連合体内の協定書の提出は必要ありません。	令和7年3月13日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
191	募集要項	4	3	(2)	—	募集要項等に関する質問受付	事業に関わる意思があるものの、立場上、構成員として参加表明を提出しない場合も、リスク整理等の必要性から、質問の提出締切である6月20日（金）17時までであれば、質問提出及びご回答を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合、としておりますので、プロポーザルに参加されていない方からの質問にはご回答できません。	令和7年3月27日
192	募集要項	3	2	(7)	イ	費用の負担等	「発電事業者は、栃木県流水占用料等徴収条例第2条に基づき、流水及び土地の占用料（以下、「流水占用料」という。）を納付する必要があります。」とございますが、発電事業者は事業用地の利用に関し国との間で賃貸借契約等を締結するとの理解でよろしいでしょうか。 当該契約に基づく発電事業者の借地権者に対する債権について、発電事業者が担保設定することはご承諾頂けるのでしょうか。	河川法第24条に基づき、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする場合は、賃貸借契約を締結するのではなく、河川管理者あてに河川法に基づく申請を行い許可を受けて頂く必要があります。 また、河川法第24条の許可や河川法第23条の2の登録に基づく権利等は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができません。（河川法第34条第1項）	令和7年4月3日
193	募集要項	3	2	(7)	イ	費用の負担等	「発電事業者は、栃木県流水占用料等徴収条例第2条に基づき、流水及び土地の占用料（以下、「流水占用料」という。）を納付する必要があります。」とございますが、土地の占用料については、同条例別表第2の「構築物の敷地」の内、市の区域の占用料を参照するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、栃木県流水占用料等徴収条例を参照してください。	令和7年3月27日
194	募集要項	3	2	(7)	イ	費用の負担等	「発電事業者は、栃木県流水占用料等徴収条例第2条に基づき、流水及び土地の占用料（以下、「流水占用料」という。）を納付する必要があります。」とございますが、事業期間内は契約当初の単価にて変動はないものとの理解でよろしいでしょうか。 条例が変更になった際の支出の変動リスクを懸念するものです。	栃木県流水占用料等徴収条例によりますので、お答えすることはできません。	令和7年3月27日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
195	募集要項	23	別紙3	-	-	施設運営リスク	「施設内における事故、トラブル等（指示ミス等国の責めによるもの）」は国がリスク負担者とございますが、例えば国又は国からダムの維持管理業務を受託したものによるミス、懈怠等により、新設する発電所に物理的な損害又は流水が停止した場合、当該リスクは国が負担され、修繕や収入に対する補償を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No39の回答のとおり	令和7年3月27日
196	募集要項	23	別紙3	-	-	収入変動リスク	発電に必要な水量の変動（提案時からのダム操作規則・操作規定の改定及び運用の変更に起因するもの）は国がリスク負担者とございますが、金銭負担による方法以外でどのようなリスク負担をご想定されていらっしゃるのでしょうか。水量の変動は発電事業者の収入に直結しますので、かかるリスク負担の方法についてご教示ください。	No39の回答のとおり	令和7年3月27日
197	募集要項	23	別紙3	-	-	施設運営リスク 収入変動リスク	ダム管理者様が維持する水路（発電のために整備する水路へつながる部分）が「施設内における事故、トラブル等（指示ミス等国の責めによるもの）」により、使用できず、発電用の水が取れなくなった場合は、売上減少分をダム管理者様に請求することは可能でしょうか。	No39の回答のとおり	令和7年3月27日
198	条件書	2	3	(3)	—	発電使用可能流量	「また、ダムの点検・改良工事等で放流を停止することがある。」について、ダムの点検・改良工事以外に放流を停止することが考えられる事由について例示列举ください。	現時点では自然災害の発生または発生の恐れがある場合などを想定しております。	令和7年3月27日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
199	条件書	4	5	—	—	本発電所の構造・配置等について	責任分界点から先の発電のために整備する管路、設備は基本的に発電事業者が所有権を有するものという理解でよろしいでしょうか。また、発電事業者が有する本事業に関わる資産及び債権について、担保設定を妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、責任分界点から先の発電のために整備する管路、設備は発電事業者が所有権を有します。河川法第26条1項等の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受け、許可に基づく地位を承継した場合は、地位を承継した者から河川管理者に届け出る必要があります。許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様です。（河川法第33条第2項）	令和7年4月3日
200	条件書	11	7	(1)	ス	土地の利用権について	発電事業者が事業で利用する土地について、地中に管路や構築物を埋設する場合、事業者は該当用地を特定し、上下の範囲を定めて区分地上権を設定するという理解でよろしいでしょうか。	河川区域内であれば区分地上権の設定は不要と考えておりますが、それ以外の土地については関係法令等に基づき、発電事業者の責により対応してください。	令和7年3月27日
201	条件書	11	7	(1)	ス	土地の利用権について	「ダム事業等の必要上の事由等により、鬼怒川ダム統合管理事務所が発電事業者の使用取り消しを求めた場合、または移転や撤去の必要性が生じた場合は、これに応じなければならない。」とございますが、「ダム事業等の必要上の事由等」とは具体的にどのような事由を想定されているかご教示ください。	具体的な例示は困難ですが、河川管理及びダム管理に影響を及ぼす事象を想定しています。	令和7年3月27日

湯西川ダム新水力発電所設置・運営事業 質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答（案）	回答日
202	募集要項及び質問回答	9	5	(5)		資料の貸与	【（４）オにより参加資格者として認められた者のうち、プロポーザル参加申込において様式3-6-1、3-6-2を提出した者には、鬼怒川ダム統合管理事務所から以下に示す貸与資料の提供を行います。】と記載されております。弊社としては、【参加申込書を提出し、資格があると認められた企業若しくはコンソーシアムに対し、4月11日（金）17時以降に貸与資料が教示戴けると理解しておりますが、質問回答（1月29日）N0.26・27の回答では【申請日（貸与資料申込書を申請）より概ね5日（土日祝祭日除く）以内にご提供いたします。】と記載されております。改めて確認させて戴きますが、①貸与資料の提供は参加資格者と認められた者が後程、提供して戴けるものなのか若しくは②貸与資料申込書（プロポーザル参加申込書）を申請した後、概ね5日以内に提供戴けるものなのか、教示の程、お願い申し上げます。	貸与資料の提供は参加資格者と認められた者に対して貸与いたします。質問回答No26につきましては、「4月11日（金）の参加申込の確認結果通知から概ね5日（土日祝祭日を除く）以内にご提供」と読み替えてください。なお、質問回答No27につきましては、企画提案書提出後に鬼怒川ダム統合管理事務所から提出者に対して追加資料を求めた場合の提出期限になります。	令和7年4月3日